

墨田区乳児等支援給付に係る認定等に関する規則を公布する。

令和8年2月9日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第2号

墨田区乳児等支援給付に係る認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第1項の規定による乳児等のための支援給付（以下「乳児等支援給付」という。）に係る認定について、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び府令において使用する用語の例による。

(乳児等支援給付認定申請書)

第3条 府令第28条の22第1項に規定する申請書は、乳児等支援給付（子ども誰でも通園制度）認定申請書（第1号様式）によるものとする。

(乳児等支援給付認定等)

第4条 法第30条の15第3項に規定する認定証は、乳児等支援支給認定証（子ども誰でも通園制度認定証）（第2号様式）によるものとする。

2 区長は、法第30条の15第1項の規定による申請があった場合において、当該申請につき乳児等支援給付認定を行わないときは、乳児等支援給付（子ども誰でも通園制度）認定申請却下通知書（第3号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(乳児等支援給付認定取消届)

第5条 法第30条の15第1項に規定する乳児等支援給付認定を受けた者は、乳児等支援給付を受ける資格を有しなくなった場合において、乳児等支援給付（子ども誰でも通園制度認定証）認定取消届（第4号様式）により、その旨を区長に届け出るものとする。

(乳児等支援給付認定取消通知書)

第6条 府令第28条の25第1項の規定による通知は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（第5号様式）により行うものとする。

（乳児等支援給付認定変更届）

第7条 府令第28条の26第1項に規定する届書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度認定証）認定変更届（第6号様式）によるものとする。

（乳児等支援支給認定証再交付申請書）

第8条 府令第28条の27第2項に規定する申請書は、乳児等支援支給（こども誰でも通園制度）認定証再交付申請書（第7号様式）によるものとする。

（様式の特例）

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、電子計算組織により作成する様式については、当該電子計算組織の仕様に基づき、各様式に所要の修正を加えることができる。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、乳児等支援給付に係る認定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の乳児等支援支給認定に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

第1号様式（表）

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書

年　月　日

墨田区長　あて

法第30条の15第1項の規定により、次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請します。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 墨田区が、乳児等通園支援給付認定のため、必要な区民税、世帯情報、申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 墨田区が、乳児等通園支援給付認定のため、関係自治体から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 墨田区が、乳児等通園支援給付認定に当たって取得した申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を利用する施設の事業者や関係自治体に提供することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続きを行うことに同意します。

※ 同意する場合は、各項目のチェック欄にチェックしてください。

1 申請者（保護者）※児童と同居している方

フリガナ		生年月日	
氏名			
現住所			
本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる ()		
前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる ()		
電話番号		メールアドレス※	

※ メールアドレスは「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウント発行に使用するため、同一世帯で同一のものとなります。

2 乳児等支援給付の認定を受けようとする児童

(1) 1人目

フリガナ		生年月日		保護者との続柄	
氏名					
現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる ()				
障害や配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容：（添付資料：））				

※ 2人以上いる場合は、裏面も記入してください。

第1号様式（裏）

(2) 2人目

フリガナ		生年月日		保護者との続柄	
氏名					
現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（ ）				
障害や配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容： （添付資料： ） ）				

(3) 3人目

フリガナ		生年月日		保護者との続柄	
氏名					
現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（ ）				
障害や配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容： （添付資料： ） ）				

※ 乳児等支援給付の認定を受けようとする児童が4人以上いる場合は、下の余白に記載してください。

第2号様式

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

年　月　日
様

墨田区長

年　月　日付けで申請のあった乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日	
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	
認定の有効期間	なお、児童が保育所等に入所した場合、保護者が区外に転出した場合等は、上記期間内であっても認定を取り消します。
交付年月日	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A 4)

第3号様式

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下通知書

年　月　日
様

墨田区長

年　月　日付けで申請のあった乳児等支援給付認定について、下記のとおり却下しましたので、通知します。

記

児童氏名	
保護者氏名	
理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消届

年　月　日

墨田区長　あて

年　月　日付けの乳児等支援給付認定について、次のとおり乳児等支援給付を受ける資格を有しなくなり、認定の取消しとなるため、届出します。

1 申請者（保護者）

フリガナ		メールアドレス	
氏　名		生　年　月　日	
		住　所	
		電　話　番　号	

2 届出児童

フリガナ		生年月日	
氏　名			
フリガナ		生年月日	
氏　名			
フリガナ		生年月日	
氏　名			

3 取消理由

- 転出（異動日　　年　月　日）※　転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。
(転出先市町村名)
- 入所・入園等
- その他()

第5号様式

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書

年　月　日
様

墨田区長

年　月　日付けの乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定を取り消しましたので、法30条の18第2項の規定により、通知します。

記

認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日	
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	
取消理由	
取消年月日	

お手元の認定証を　年　月　日までに　～返還してください。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届

年　月　日

墨田区長　あて

年　月　日付けの乳児等支援給付認定について、次のとおり認定に係る事項を変更する必要が生じましたので、法30条の17第1項の規定により、届け出ます。

1 申請者（保護者）※変更後の内容で記載

フリガナ		メールアドレス	
氏　名		生　年　月　日	
		住　所	
		電　話　番　号	

2 届出児童　※変更後の内容で記載

フリガナ		生年月日		保護者との続柄	
氏　名					
フリガナ		生年月日		保護者との続柄	
氏　名					
フリガナ		生年月日		保護者との続柄	
氏　名					

3 変更内容等

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他（　　）
変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏（　　） <input type="checkbox"/> 変更前の住所（　　） <input type="checkbox"/> 変更前の電話番号（　　） <input type="checkbox"/> その他変更事項（　　）
変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等 <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> その他（　　）

第7号様式

乳児等支援支給（こども誰でも通園制度）認定証再交付申請書

年　月　日

墨田区長　あて

年　月　日付けで交付のあった乳児等支援支給（こども誰でも通園制度）認定証の再交付について、府令第28条の27第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 申請者（保護者）

フリガナ		メールアドレス	
氏　名		生　年　月　日	
		住　所	
		電　話　番　号	

2 申請児童

フリガナ	生年月日		保護者との 続　柄	
氏　名				
フリガナ	生年月日		保護者との 続　柄	
氏　名				
フリガナ	生年月日		保護者との 続　柄	
氏　名				

3 申請理由

- 汚損・破損
 紛失
 その他（ ）

※ これまで使用していた乳児等支援支給認定証を添付すること（紛失を除く）。

(A 4)